

# 近世政治と誓詞

深谷克己

## はじめに

日本史における中世から近世への移り変わりは、多くの要素を取りあげて論じることができる。中世にはない新しい形質が登場したことを論じることが可能であり、中世以来存在するが画期をなすほどに増量したり減量したりした要素を取りあげることができる。

この小稿で取りあげるのは誓詞についてである。誓詞を差し出すことは、中世にも近世にも行われた。しかし私は、それは中世近世を通して行われたが、行為の意義は変化を示しつつあるということ<sup>(1)</sup>を想定している。

これは、より大きな問題として言えば、「神威」と「法威」の関係の変化に関することである。「神の裁きよりも法の裁きによって事を解決することが優勢になってくる。」と書いたのは、ずいぶん以前の一九八四年のことである。だが、留保は付けた。一つは、「法度は神意（神罰・仏罰）と牽引しあい、補強しあっていたとみざるをえない」<sup>(2)</sup>

のである。「法が一直線に神々を押し退けていったとすることはけっしてできない。」（同前）と、法的支配と神裁の力の並存を認めることである。もう一つは、そうした近世の法と神を固定的に見ないことである。つまり、「神々の相剋というかたちで一元化を阻む力が働いており、また徐々に人格観の変化も進んだと考えられる。」として、「近世のなかで神の観念自体がだいに変化してゆくという過程をもつのである。」と理解していることである。

こうした意味での「威力の交替」を想定して、この小稿は近世の誓詞をとりあげて考えようとするものである。誓詞とは、人が掟や盟約に背くことを防ぐために、違約すれば神罰を受けることを証書して相手側に差し出す起請文（前書・神文・血判）である。その効力は結局、神罰仏罰に対する畏怖感がどれだけ社会の中に強いかによって決まるとしか言い様がない。近世では、起請の形骸化が進んだことは否定できないが、「形骸化が完了した時代ということではない。」（同前）というのが、さしあたっての私の理解である。

以下では、もっぱら岡山藩主池田光政の自筆日記を具体的な素材

として検討する。誓詞にも、武士が出すもの、百姓が出すものなど身分によって意味の違いがあったろうし、作成・提出の動機や場面によっても意味の違いがあったであろう。光政の日記で検討できる誓詞は、大名と家臣の間のものであり、近世の誓詞の全ての局面をおおうものではないが、近世の誓詞の性格を反映しているものであることはまちがいない。誓詞の理解を深めていく一歩としたい。

## 1 政治的合意の取り付け

池田光政の日記によれば、寛永一八年（一六四二）十一月一日、「百姓共上ヶ候目安せんさく（穿鑿）」を命じたが、その調査に当たって、三人の家臣に「せいし（誓詞）申付」<sup>(3)</sup>けた。これは冒頭に「出羽」とあるので、家老の池田出羽が執務として命じ、誓詞を徴集したものと解されるが、誓詞は出羽に対してではなく、光政に対して上げたことはまちがいない。光政の「日記」には、このような家臣からの誓詞徴集が各所で書かれている。法の威力が増していくのが近世政治だとすれば、誓詞は神の威力を表現するものであり、より中世の時代にふさわしい力である。法威が神威を凌駕していくのが中世から近世への移り変わりだとすれば、近世政治にとって誓詞はどのような意味をもっていたのか。光政は藩政の実行に当たって、どのような時に誓詞を徴したのか。

寛永一十九年七月一日には、「三人老中ニせいし申付候寛」とあって、

誓詞前書の全文が載せてある。<sup>(4)</sup>

- 一、御為、如在存ましき事。
- 一、御おんミつ（隠密）之儀ハ不申及、其外もれ候て御為ニ悪儀、おやこ・兄弟・縁者・知音たりと云共、申聞スましき事。
- 一、万事ニ付て、何者ニよらす、ひいきヲ以て多こ仕ましき事。
- 一、御為大事ニ存候上ハ、私之意趣ヲ以、三人、間悪不相成様ニたしなミ可申候事。并何者ニよらす、讒言仕ましき事。
- 一、私欲かまへ申ましき事。

右条々

七月一日

出羽（池田出羽）

長門（伊木長門）

河内（池田河内）

これは、誓詞の前書である。岡山藩藩政史料（池田家文庫）の中には、「誓詞」と分類された膨大な「起請文前書」が残されている。<sup>(5)</sup>『日記』から引用した誓詞は前書だけだが、これを池田家文庫に残る役職者誓詞で確かめると、「右条々」の後には、「於相背者、忝茂」となり、次に行が変わって、

梵天帝釈四大天王、惣而日本國中六十余州大小之神祇、殊伊豆箱根両所権現・三嶋大明神・八幡大菩薩・天満大自在天神部類眷属、神罰冥罰各可罷蒙者也。仍而起請文如件。

と、「牛王宝印」の裏に書かれる神文が続く。起請文は、神罰からい

わば法罰の時代になる近世では形式的なものになるという見方が一般的と言ってよい。私も法制化・官僚制化の進行、つまり神威による支配から法威（法度）による支配への変化が中世から近世への変化とみる立場だが、両者はあくまでもどちらが優越するかの程度の違いである。誓詞の徴集は近世でも習俗化しており、岡山藩では明治四年（一八七二）まで就任の際の誓詞が徴され続けた。このことは、前記『池田家文庫マイクロ版史料目録 法制 F 行政3 誓詞』（岡山大学附属図書館編）に収録された膨大な誓詞目録で明らかである。これで見ると、「誓詞」は目録だけでも三〇五頁から五六五頁に及んでいる。

しかし、光政の『日記』を見るかぎりでは、無差別に家臣から誓詞を取っているのではなく、一つには依怙鼻貞が出やすい役務についた場合、もう一つには職務に遅疑逡巡が起るような場合に誓詞を徴しているのである。少なくとも光政が『日記』にわざわざ書くのは、そういう場合の誓詞であって、就任者のいちいちを記録しているのではない。

上述の寛永一九年（一六四二）七月一日に誓詞を求めた経緯をあらためてみてみよう。この年の後半、光政は江戸参勤の暇を得て在国であった。同年六月二五日に岡山に帰着している。そして、六月二七日には早くも国元の藩政に着手し、家臣の相続や知行配分などを処理している。

しかし、光政が誓詞を求めたのは、そうした一般藩政に関してで

はなかった。光政は六月二八日に、「只今迄ノ万事仕置」について自分自身も納得できないことが多いという感想を強め、「はしく仕かへ」を構想した。それに同意ならとして、家老の池田出羽・伊木長門・池田河内の三人に改革の責任者を命じた。「唯今まで有来儀二ても、悪義ハ仕かへ」るつもりであるから、「下々まで異議なきやうに」はからうことと指示し、再び三人を「老中」に任命したのである。<sup>(6)</sup>

この藩主光政の命令に対して、指名された三人は即答を避けた。「思召寄」（光政意向）は「御尤」とは思うが、「只今御請ハ申上かた候」と抵抗したのである。そしてその日のうちに、三人は人を介して、「御意」に異議はないが自分達が「御用」を果たすことは「おほつかなく存」ずる。そうなれば主君・御家の「御為にも」ならないと考えるのでお断り申しあげたい、と回答してきた。まだ三十代半ばの若い藩主への抵抗というよりは、「老中」に任命された彼ら自身が藩内では年若であるため、年長家臣への憚りもあったようである。

これを受けて光政は、ふたたび翌六月二九日に三人に対した。そして、肝煎の件についてひとまず断るのもっともであるが、これ以上の優柔は許さない、と強くせまった。三人は、主君から「直ニ御意」とあれば異論も言えず、「畏候」と引受けた。

七月一日の誓詞は、こういう経過を踏まえて、その翌日の日付けで作成されたものである。誓詞は、神罰冥罰の効験度はともかく、ここでは藩主光政の政治的意思の強さを表現し、藩主を補助・協働

する上級家臣の心を自分の側に掌握する手段として機能しているのである。

光政は、三人から誓詞を徴したうえで、次いで、その指揮下に入る年寄や組頭らに対して何か条にも分けて、改革の決意を申し聞かせている。「昔は左様ニハ無之など、古を申候事」があつてはならない。「法」といっても「昔よりすわりたる」ものもあり、また「昨日の法」を「今日かへ申事」もある。このように論じて、旧法から新法への更新の妨害を許さない決意を示した。

光政は、彼らの意見を聞いては、それに回答しつつ、より高次の合意を取り付けるといふ政治手法を取っている。ただしこれは、後世の日本社会におけるような民主的な対等の協議ではない。光政は自分の思考したこと——それは江戸滞在の中で思いつかれることが多かったろう——を、法令ではなく教令として教諭の姿勢で家臣に突きつけていくことが多かった。

ただその際に、たんに強圧的専制的に命ずるだけでなく、光政は、上下主従のあいだでの時間をかけた応答のなかで合意に到達するという手法を取った。これが、感情までむき出しにして執拗に繰り返す教諭支配の形になり、家臣らにはかえって強圧を感じさせ、対抗的な空気をつくりだしたが、視野を広げてみれば逆である。

この応答方式は、日本の近世社会が育て始めた新しい政治文化にほかならない。そして光政の対応は、その過程で近世的な政治文化をさらに細部にまで創り出し家中に染みこませる方法になる。それ

はけつして儒教政治一般の論理次元において先験的に用意されているものではなく、近世日本の成立過程における政治的対抗、ここでは家中の反発する力を主君である光政が突き破ろうとする時に生じる思いつきや行為の新しさである。そしてそういう光政の近世的藩政において、誓詞は「法」の支配を工夫し、それを支えるために使われている。したがって、法か神かではなく、「法威と抱き合わせにされた神威」としての政治的効果が期待されているのである。

こういうふうには理解すれば、光政は、誓詞をたんなる形式と考えていたのではなく、また本気で神罰冥罰が人に下ると考えていたのでもなく、主従間の約定について責任を持たせる政治方式の一つとして重視したということである。いわば法令秩序を私的関係において下支えする装置としてである。光政は、誓詞を取る順番についても選択をしていた。先ず三人の新老中から誓詞を取ることが大事であった。ついで年寄や組頭を説得し、七月七日には「壁書」の形で申渡しをまとめ、それを「惣侍」に示している。

『日記』に書き留められた五か条を見ると、一条目は、「公儀御法度」を遵守すること、「きりしたん又かふき（傾き）者」を穿鑿し排除することである。二条目は、家中であれ領民であれ振舞や衣類の浪費についての警告である。三条目は、家中が「武士」の側面の嗜みである馬を油断なく日頃調えることの要請である。四条目は、池田光仲に交替する形で元和三年（一六一七）鳥取に入国して以来、家中が方々へ使いに外向いた実績を書上げさせることである。五条

目は、「万事式法」の遵守である。

第一条目に見るように、岡山藩体制の確立が公儀支配と関連づけられて構想されている。光政は、自分の支配領国を自分の意志の下に掌握しようとする時には常に公儀支配を意識し、それを防御の鑑のように着込んで家中・領民に臨むのである。

誓詞は、家臣が主君に出すだけではない。寛永一九年（一六四二）七月二三日、三人の老中は光政に対して、「面々中間申合誓詞」および「面々心持ノ書付」を「御目ニかけ候」と光政に対して申し出ている。光政はそのことを「日記」に書き留めている。これを見ると、起請文として提出されたものではあるが、一般的な役職就任の起請文とは少し違ったところがある。

#### 起請文

一、御為ニさへ候ハ、其身之為ハ第二ニ可仕事。

一、三人之中間、万事御用相談仕義、さた（沙汰）仕ましき旨申合上ハ、親子・しんるい・知音たりとも、他言仕ましき事。

一、三人之間、若意趣いこん在之共、せいしの上ハ少もあんりよなく申ことハリ、道理したい（次第）ニかんにん可仕事。

#### 三人せいし

一部脱漏があるように思われるが、三人の間に対立を生まないための誓詞である。私的な遺恨がかりにあっても、「誓詞」を取り交わしたからには、藩政については「道理」にのっとりて遠慮なく論議をつくす、という相互の誓いである。

これに合わせて同時に作成した「三人之間申合覚」も、光政は「日記」に書き取っている。それは十一か条からなっており、自分達が「談合」しても決定できない時は藩主の「御意」を請けて決める。余所から音物を受け取らない。御用向きならたとえ夜中でも応じる。家中の「振舞」（接待）には三人が申合せてから出かける。三人の間の仕事の都合はうまく繰り合わせる。独断に陥らず依怙臆にらず相談をつくし藩政を頓挫させない。これらのことを申し合わせている。誓詞は、藩主光政が家臣の心を掌握するためだけでなく、家臣相互間において、それぞれの決意を固めるうえでの、誠の気持の依り代のような役割を果たしたのである。

寛永一九年七月晦日の「日記」にも、光政は、軍備をふくむ諸役を任命したが「右ノ役人共、何も誓紙仕り候事」と記している。そして、その時に徴した「起請文」の文面を三つ写している。それを見ると、誓詞の中心は、それぞれの役職について、「三人之間、如何様之意趣候共、かんにん仕、間悪ならざるやうニ」と、相互関係の良好な維持へ向けた約束である。

良好な関係が日常的に保たれている場合は、政治向き軍事向きの事柄についても当然良好な合意が形成されるであろう。それをさらに誓詞を交わしてまで合意形成しようとするのは、たとえ相互に私的には意趣遺恨がある状況にあっても、公的關係においては公平さを維持するためである。

## 2 心次第の誓詞の意義

同年八月一八日、藩直轄地の年貢収納を老中から七人の組頭に申付けたが、去年と今年の未進の解決の用途がっていない。代官は未進分を取り立てる力がないので、それを組頭に申付ける、と藩主からも「直二」命じている。この時、光政は、

何もせいしに不及儀と存候へ共、もし何とそよこ事も候ハ、

其時の為二候条、皆ノ心次第二せいし可被仕候。誓紙ノ心ハ郡代・郡奉行・代官ノ義可承為也。

と指示している。<sup>(7)</sup> 指示の意味は、組頭達は、任務を遂行するのに誓詞を差し出すには及ばないとだれもが考えるであろう。しかし、もしも不都合なことが起こった場合のために行うことだから、各自の心次第に誓詞を上げるようにせよ、ということである。

「何もせいしに不及儀と存候へ共」という言い方には、光政の皮肉を読みとるよりも、当時の実務臣僚らの考え方の反映を読みとるべきであろう。未進の取立にわざわざ主君に誓詞を差し出す必要はないと考えるほうが普通になっているのである。しかし光政は誓詞を徴した。光政にとつてのその意義は、郡代・郡奉行・代官らの働きを藩主が率直に聞くためである。

このように、光政は、ただ慣習に従っていたのではなく、眼前の家臣が不必要と考えている場合にも念のために誓詞を取っている。

しかもその時に「皆ノ心次第二」と選択の自由を与えてもいる。もちろん「心次第」と主君から言われても、主従制のもとでは主君の意向が明らかにされている以上、迫られているのと同じだから、あえて拒んで誰かが抜けることはありえない。しかも、「心次第」と個々の自由な選択をせまることでかえって受け止める側は強い覚悟に到達するであろう。こうした迫り方もまた近世の政治文化になつていくと考えられる。

光政は「起請文、右七人組頭前書」も八月二一日の記事にしている。在方支配担当者の誓詞らしく、その三条目は、

在々ニて、自然百姓申分於在之は承届、御為二成可申と存儀候ハ、縁者・親類・知音たりと云共、御老中まで有躰二可申上事。

と、百姓申分の報告を約束している。<sup>(8)</sup> 寛永一九年は、光政が岡山藩主になってすでに十年、凶作への対策も必要であった。岡山藩政史においては、この年に法制・機構に「一時期を画する」(池田光政公伝)上と評価されているが、この藩体制確立への決意は誓詞徴集という面からもうかがうことができる。

正保四年(一六四七)二月十五日、光政は「一、養元にせいし申付候事」と『日記』に書いている。これは、目付という秘密の役目に任じたので、誓詞には「今日被仰聞事、誰々によらず申聞ましき事」と秘密厳守をせらせるためであった。<sup>(9)</sup>

一般的な就任誓詞の水準を超えて、こうした特別の職務上の守秘

を確約する誓約書として誓詞が使われたのである。他に漏らすことを禁じるとともに、この目付が老中や藩主に注意を向ける監視役であることを、藩の老中らにも知らせている。

右之誓紙申付、三人老中よひ、養元ヲ加、申聞候ハ、三人ノ作法、我等見及候事、心ニ存罷在候てハせんもなく候。<sup>(10)</sup>  
とある。

これは心に溜めたままでは無意味だという意味で、気の付いたことを光政に上申することを念を入れて留意させたのである。なお光政が、それを「家之為」としていることにも注目したい。国を預かる奉公という認識で領地の私物化に陥ることを警戒した光政であったが、家臣に対しては、一八世紀後半以降の大名に現れる国家意識ではなく、「家」（池田家）への忠誠を求めている。

同正保四年年五月一七日の『日記』で、光政は、

出羽申候、荒但馬（荒尾但馬）せいし仕、懸御目くれ候へと申候、無用と申候へと申候へハ、はや仕參候、私ニ申候ハ、私ノ為ニ仕候条、是非懸御目度と申とて、みせ申候。

と記し、「あんし（案紙）如此」と、「えこひいき不仕由事、本紙ハせいしノかけ硯ニ入置也」と書き留めている。<sup>(11)</sup>荒尾但馬は主君の光政が不必要であると言っているのに、是非見てほしいと無理じいのように誓詞を持参した。その「本紙」は、硯箱兼用の手文庫である「かけ硯」に入れておくことを誓ったのである。

これで見れば、誓詞は、家臣が主君の信頼をつなぎ止める方便と

しても大事なものだだったことになる。より一般化すれば、無理強いしてでも相手に誓詞を手渡す。そうすることによって、相手に対する絶対的な約定の誓いを示す方法だったのである。

大名光政も誓詞を提出することがあった。慶安四年（一六五二）には、光政自身が誓詞を出す経験をしている。三代將軍家光が死んだ際、光政は公儀に対して誓詞を上げたのである。この年四月二〇日に、家光は他界した。その三日後の二三日、酒井忠勝が家光の「御遺言」を江戸城で諸大名に告げ知らせた。ほんとうは家光が「皆々へ御直ニ被仰渡」べきと考えていたものであったが、俄に容態が悪化したために大老酒井忠勝が代弁したのである。<sup>(12)</sup>

これを受けて、その日のうちに、光政は「相州」（同族の鳥取藩主池田光仲）と「甲合」せ、「誓紙仕度」と忠勝に申し出た。そして翌二四日、酒井忠勝から「右之返報、誓紙之儀尤ニ候」という了解の返答を得た。しかしこの誓詞は、すぐその場で書き上げるとい性質のものではなかった。

その結果として「豊後（阿倍忠秋）殿ニて誓紙仕候事」と『日記』に書いているのが五月十日である。その間、どういう手順があったのか詳細はうかがえないが、ともあれ半月ほど経て、老中邸において誓詞を作成したのである。大名が公儀へ誓詞を上げるには、おそらくその途次に調整したり確認したり政治的駆引きや応答が幾段階もあり、それらの中に日本近世の政治文化の質が示現されるものと思われる。

次の事例においても、誓詞に近世的な政治文化の特徴が現われていると言えよう。寛永十九年（一六四二）以来、光政は三人老中体制で藩政を進めてきた。しかし年が経てば自然に、老中らは高齢となり病身にもなってくる。そこで彼らを解任して、新たに伊賀（池田伊賀）・若狭（日置若狭）・佐渡（池田佐渡）の三人を老中に任命した。慶安五年（一六五二）六月一日、光政は、出羽・長門と三老中を呼び、次のように告げた。

先年、出羽・長門・河内を老中役に申付けた時に「誓紙」を差し出させた。今度解任したのでそれを各人に返却しようと思ひ、あらためて昨日読みかえしてみた。その中身は各人にとっては「いつまでも可然誓紙」である。よつて、そのまま光政の手元に置いておくので了解せよ、と述べている。職務の任期が終了すると誓詞を返還するといふ考え方があつたことに留意したい。光政は、次いで、「若さ・佐渡にも此前書にてせいし可仕候」と、同文の誓詞提出を新老中に求めている。そして、次のように付け加えた。<sup>(13)</sup>

乍去、此文言ノ主意ヲ能かてん（合点）不仕候てハ、神罰モ恐キ事ニ候条、具ニ可申聞候。

このように、誓詞の慣習を光政は自分の支配・家中統制の貫徹の手段として積極的に活用し、「神罰」の威力までも持ち出してゐる。しかし、これはいわば、「光政によつて振りかざされた神罰」である。

光政は以下に、前任老中の誓詞文言を五か条にわたつて解説するかたちで、依怙最貞については、

常ニしたしミ、我か氣ニ入たる者ノ事ハ、悪者もよきやうニおもハる、物ニて候へハ、不覺々ニ罷成候。是ハ我も不知、神罰ノあたる所ニて候。

と自分の弱さもあげて神罰に相当すると述べ、

今若さ、我等為悪かれとハ誓紙ニ不及、毛ノ先ほとも存ましく候へ共、常々我がいきとおり寄心あらハ、其所ちかい我等申付候ハ、はや恨心出可申候。此所はや御為如在ニ存ましきと有文言にちかい可申候。

と誓約の難しさを指摘し、「とても誓紙ヲ仕上ハ、能此文言ノ根本ヲかてん仕、せいし可仕事」と、誓紙の重みを言い聞かせた。<sup>(14)</sup>

翌六月十二日の「日記」に、

佐渡・若狭誓紙仕候。伊賀草本見申候事。

とあるところを見ると、新老中のそれぞれが誓詞を作成して、藩主に差し出したのである。<sup>(15)</sup> あらかじめ案文（「草本」）を光政に見せていることもうかがわれる。光政にとっては、神罰は口にはするが、じつは誓詞の神文部分ではなく、前書の内容こそが政治的に重要なのである。

誓詞はまた、自分に懸けられた疑いを晴らす場合にも差し出された。承応二年（一六五二）一月二〇日には、伊木長門が日付の養元に対して誓詞を見せている。<sup>(16)</sup>

せいし仕、養元ニミセ申候。又かうあミ・彦兵へと申者きも入候由申候。彼者も真田将監方へ、去冬せいし仕遣候由、前書持

参候。

とあるのがそうした事情を物語る。光政はこの日、その「両通」の誓詞を見ている。その結果、「世間のわる口はれ、一段之事」と安心している。

これは、伊木長門が京から傾城を岡山に連れてきてきているとの風評があり、公儀への証人に予定している子がその傾城の子であるという疑惑が生まれたからである。光政が養元に内密の調査を命じ、長門とそれに介在したらしい将監が誓詞を出して自分の立場を弁明した。傾城との間を取り持った疑惑の二人も真田将監に誓詞を提出しているようである。明らかにこの一件では、行為の潔白を示すものとして誓詞が用いられている。

承応三年は三月頃から「かつゑ（飢）人」が目立ち、岡山藩は「すくい米」を出したが、七月一九日には備前の大洪水で領内がたいへんな混乱に陥った。これを契機にして光政の民政思想は御救を伴う百姓成立政策へいつそう進み、自分の預治・安民原則を理解させるために池田家中に対して激しい教諭を繰り返すようになる。

そのためか、家臣も誓詞によって自身を証明しようとし、藩主も誓詞を求めることが強まる。そうした中で八月二三日、老臣の出羽が、

上ヲかるしめあなとり申候旨、御捨被成とハ御意候へ共、今迄ノ義何共致迷惑候。私心ニ存ながら、たくミ候て不仕段誓紙ヲ仕、私ニミせ候よしにて、せいし持参申候。

と、自分はけつして私心で巧んだことはないと言詞を作成し、主君にそれを見せたいと持参した<sup>17</sup>。この時期の岡山藩は、光政と家中とが、きびしい確執関係と表現してもよい政治状況にあった。光政は家中に対して論争を挑むような調子で教諭を繰り返し、その実効を意図して誓詞を取った。「誓紙、養元持参、披見候」と、あらためて目付役の養元にも差し出させている<sup>18</sup>。

同年十月六日、光政は、老中・組頭・物頭を残らず城へ呼び集めて「直二」（『法例集巻之七』「諸臣教令」）、家中が過分に借銀して養うべき人馬を減らしたりしている、その一方で家族の衣装代や祝言などには過剰に出費していることを叱責した。衣装代で行詰まったりする状態は、いわば「知行ハ女のけわい（化粧）田」（『日記』）になっていることだと怒り、「左様の習心を変せんため、せいし申付候也」と、家中に対して誓詞提出を命じている<sup>19</sup>。光政にとつて、誓詞は形式どころか、きわめて現実的な政治行為の一つであった。『法例集』のほうでは、「誓紙の文言ハ部門ノ二いたす故略」とされているが、『日記』に光政が書き残したのは、以下の通りである。

せいし前書

一、老中より外ノさいし（妻子）いしやう（衣装）、持かゝり、或ハもらい物ハ各別、只今より後、仕候き類、もめんより外仕ましく候。但、手おりノつむき（袖）ハ不苦事。不申及しんめう下女持かゝり・もらい物かくへつ、其外ハもめんきせ可申候事。

一、しんめう乗物のせ申しき事。

一、縁二付候娘、母親ノき類・道具遣し候か、只今ノ持か、りノ外ハ一円仕ましく候。き類諸道具有ていニ書付、其役人ニ見せ可申候事。

一、さいし一門ノ間、其外へ参候ニ、何ニても持参無用事。并ふる舞無用。但、仕候ハて不叶儀候ハ、おもてより猶げんやくに可仕事。

右条々於相背は、神罰白紙血判なしに可仕事。歩士ハ前書別ニ見合可仕事。しうけん(祝言)き類つむき、よき(夜着)・ふとん(蒲団)もめん。

誓詞前文であるが、その内容を見ると、ほとんど法令である。上級家臣と下級家臣では衣料規制が異なるので別の内容にしたのである。「部門」とは役職の違いでなく、ここでは武士としての身分の違いである。あきらかに法としての実効を高めるために誓詞の形式にしたのである。

「白紙血判なし」の意味は何であろうか。牛王宝印でなく普通の用紙、そして血判を省くという意味であろうか。光政は神文で威嚇することも行い、法の効果を上げる形式として誓詞を取ることとした。誓詞はこの意味で、中世以来の遺制的習俗と言いつけることはできず、近世政治に組み込まれた一つの実効性のある手段になったのである。

事よつては、わざわざ「せいもん(誓文)ヲ以不申付候へ共」(承応三年十月六日)とことわる場合もあった。<sup>(20)</sup>とすれば、誓詞を

取つて申し付ける事柄と誓詞は取らない事柄の違いがあり、誓詞を出させる事柄のほうが重要度が高いということになり、この使い分けもまた近世政治の特徴であった。

誓詞は役職にかかわる誓約書であることが普通である。しかし光政は、「ふせ官兵へ」(家臣)の「常々不行儀」にかんして、「官兵へも女もせいし仕可然由」(承応三年十一月二七日)と書いている。<sup>(21)</sup>男女の關係に許せないところがあると考えれば、男女双方から誓詞を取つたのである。

また光政は、男色に対して絶対的な反対論者であった。彼は、「男色ハ大きな不義」(万治元年へ一六五八～十一月二四日)という見解に立つていた。<sup>(22)</sup>そこで、男色を家中に流行らせないようにするために、承応三年(一六五四)三月二六日の『日記』に、

小々性不作法男色ふつとたち可申候。申かけ候者候共、同心仕ましきせいしさせ申候。

と書いているように、誓詞さえも取つて男色習俗の波及を防ごうとした。<sup>(23)</sup>男色は改易・切腹など厳罰にすることもあったが、本人が断念をしたうえで、先に見たように「同心仕ましきせいしさせ」て、誓詞によつて現実の行動の規制を図ろうとしたのである。

## おわりに

この小稿はほとんど気付いたことの覚え書きの域をこえておらず、

節題ごとの史実もまともきれていない。しかし、全体を通して私が思考している方向性については読みとっていただけると思う。中世ではなく近代ではない「近世」という時代の体験とはいかなるものであったのかという問いへの答えの一つの分野にかわる考察の入り口である。

小稿で指摘してきたことを再説するようにまとめていけば以下のようになる。

法的機構的支配の力が増していくのが近世政治であり、法威が神威に対して比重を高めていくことは否定できない。しかし、近世初期、新たな政治文化形成の先端を行った池田光政は藩政の実行に当たって、活発に誓詞を徴し、その効用を活かそうとした。

誓詞徴集は近世の全期にわたって習俗化しており、廃藩置県まで役職就任の際に徴され続ける。しかし藩主が自筆日記に記録するような誓詞は、とくに依怙最良の弊害が出やすい役務についた場合や、職務に遅疑逡巡が起こりやすい場合のものである。

誓詞は、神罰冥罰の強さよりも藩主光政の政治的意思の強さを表現し、家臣の心を自分の側に掌握する手段として機能していた。また、重要な役職を同時に、あるいは輪番で勤めるような家臣間の相互信頼を維持する手段として、誓詞が活用されている。誓詞は、近世でも相手への約定の真摯さを示す方法として生きていた。家臣が主君の信頼をつなぎ止める方便としても誓詞は活用された。

こうして、近世の誓詞は、神文部分ではなく、前書の内容こそが

政治的に重要であった。誓詞前書は、ほとんど法令と変わらない内容になってくる。逆に言えば、法の効果を上げる形式として誓詞が用いられた。だから、誓詞は中世以来の遺制的習俗であるにとどまらず、近世政治の一つの実効手段に転形した、と言えるのである。

#### 注記

- (1) 「日本近世の相剋と重層」『思想』七二六号（のち「近世社会の形質」と改題して『百姓成立』塙書房、一九九三年、収録）。
- (2) 谷口澄夫・水野恭一郎・藤井駿編『池田光政日記』（国書刊行会、一九八三年）。以下「日記」と略称し、頁数を注記する。
- (3) 「日記」一一頁。
- (4) 「日記」二二～二三頁。
- (5) 「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」F3「誓詞」。
- (6) 「日記」二二頁。
- (7) (8) 「日記」三三頁。
- (9) (10) 「日記」九七頁。
- (11) 「日記」一〇一頁。
- (12) 「日記」一四九頁。
- (13) (14) 「日記」一六二～一六三頁。
- (15) 「日記」一六三頁。
- (16) 「日記」一八九頁。
- (17) 「日記」二五四～二五五頁。
- (18) 「日記」二五五頁。
- (19) 「日記」二六六頁。
- (20) 「日記」二六七頁。
- (21) 「日記」二八四頁。
- (22) 「日記」四三三頁。

(23) 『日記』二三八頁。

付記 本論文は特定課題研究(共同)「藩世界の意識と権威―西日本地域の場合―」の助成による成果である。